

伊丹市原案	具体例を盛り込んだ条例案(例:福島県郡山市)	第3回委員会(平成29年9月13日)で出た意見を振り分け
<p>(施策の策定及び推進) 第5条 市は、障がい者と障がい児に関する計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。 (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策  (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策  (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策  (4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策  (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  2 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する時はあらかじめ、手話を使用する市民の意見を反映されるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(施策の推進) 第5条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 (1) 手話の理解及び普及に関すること。  (2) 手話による情報発信及び情報取得に関すること。  (3) 手話による意思疎通支援に関すること。  (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関すること。  2 市は、施策と市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。</p>	
	<p>(手話を学ぶ機会の確保) 第6条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。</p>	
	<p>(手話を用いた情報発信) 第7条 市は、手話を必要とする人が市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。</p>	→ケーブルテレビに字幕をつける等情報保障
	<p>(手話通訳者等の確保及び養成等) 第8条 市は、手話通訳者及び手話奉仕員の養成及び手話技術の向上を図るものとする。</p>	→手話を広めるための指導者の育成

伊丹市原案	具体例を盛り込んだ条例案(例:福島県郡山市)	第3回委員会(平成29年9月13日)で出た意見を振り分け
	<p>(学校における手話の普及)                      第9条 学校の設置者は、手話の理解及び普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。                      2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>→学校教育についての施策                      手話にかかわる研修、また啓発(学校教育など)に関すること</p>
	<p>(医療機関における手話の普及)                      第10条 医療機関の開設者は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。                      2 市は、医療機関において手話を使用しやすい環境を整備するために手話通訳者を派遣する制度の周知等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>→医療現場での情報保障</p>
	<p>(事業者への支援)                      第11条 市は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>→労働関係での情報保障</p>
	<p>(災害時の対応)                      第12条 市は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>→災害時の情報保障</p>
	<p>(情報通信技術の活用)                      第13条 市は、この条例に定める諸施策に関し、情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。</p>	